

**昭和村地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)**

令和6年3月

昭和村

■目次

1. はじめに	1
2. 背景	2
(1) 気候変動の影響	2
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
3. 基本的事項	5
(1) 目的	5
(2) 対象とする範囲	5
(3) 対象とする温室効果ガス	5
(4) 計画期間	5
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	6
4. 温室効果ガスの排出状況	7
(1) 温室効果ガスの総排出量	7
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	9
(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	10
5. 温室効果ガスの排出削減目標	11
(1) 目標設定の考え方	11
(2) 温室効果ガスの削減目標	11
6. 目標達成に向けた取組	12
(1) 取組の基本方針	12
(2) 取組の内容	12
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表	13
(1) 推進体制	13
(2) 点検・評価・見直し体制	15
(3) 進捗状況の公表	16

1. はじめに

このたび、2030年度までの昭和村の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「昭和村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、昭和村においても、極端な大雨とそれに伴う洪水被害、気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指しています。また、群馬県においても、群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

昭和村においても、ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和6年（2024年）3月
昭和村長 堤 盛吉

2. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑

戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
部門別	エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを目指すとしています。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年 9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、2023 年 12 月末時点においては 1,013 地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1 億 2,000 万人を超える計算になります。

2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体 2023年12月28日時点

- 東京都・京都市・横浜市を始めとする**1013自治体**（46都道府県、570市、22特別区、327町、48村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。

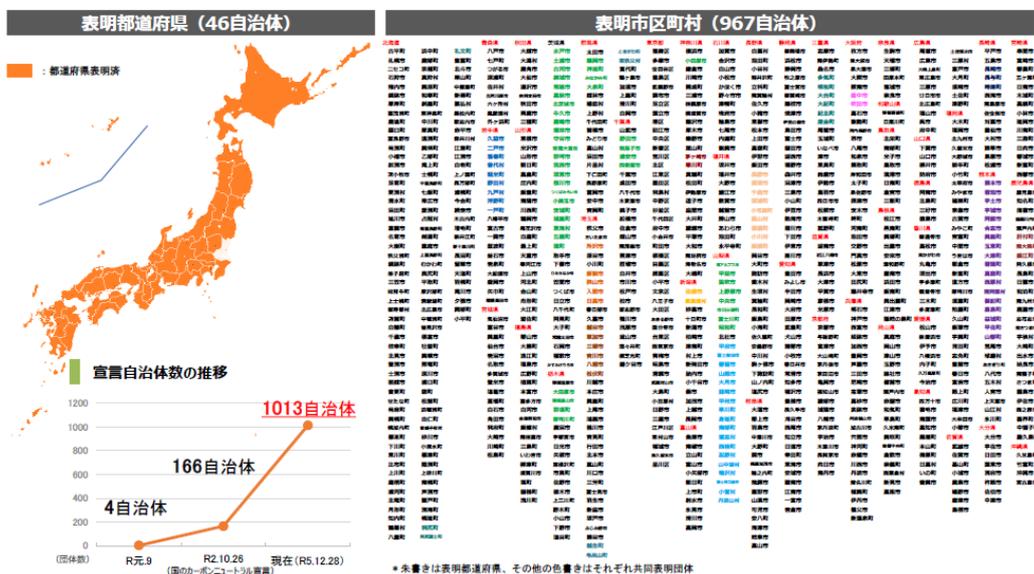


図 1 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

出典：環境省（2023）「地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」
<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>

3. 基本的事項

(1) 目的

昭和村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「昭和村事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、昭和村が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、再生可能エネルギーの導入、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

昭和村事務事業編の対象範囲は、昭和村の全ての事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

昭和村には麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH₄やN₂O等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、昭和村事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

2024年度から2030年度末までを計画期間とします。

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

昭和村事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び昭和村第 5 次総合計画に即して策定します。

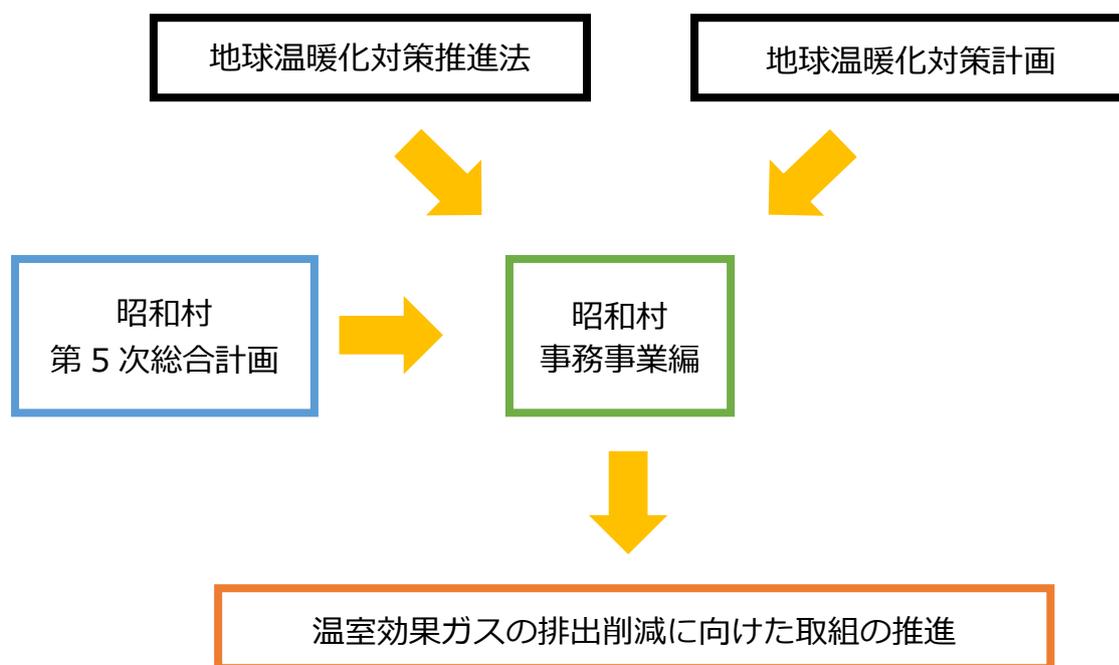


図 1 昭和村事務事業編の位置付け

4. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガスの総排出量

昭和村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、1,768t-CO₂となっています。過去からの推移を見ると、近年は減少傾向にあります。

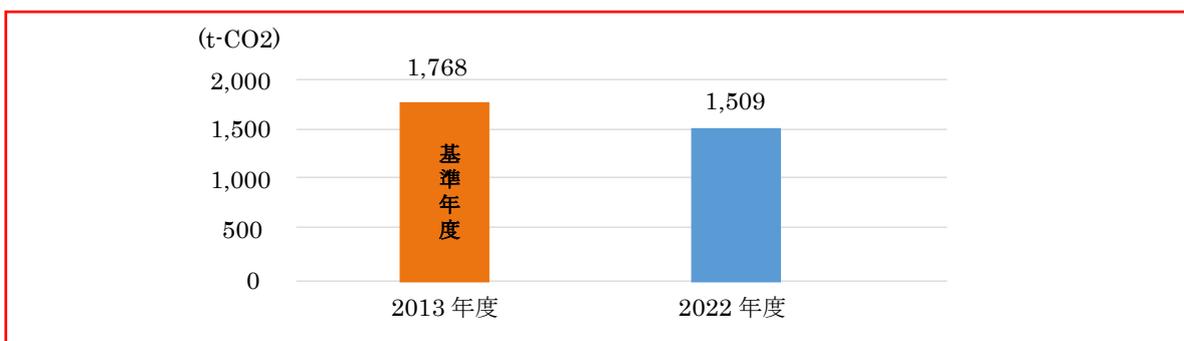


図 2 昭和村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

施設別では、簡易水道施設が全体の28%を占め、次いで小中学校12%、役場庁舎8%、給食センター7%、保育園6%、道路維持管理5%、運動施設3%となっています。

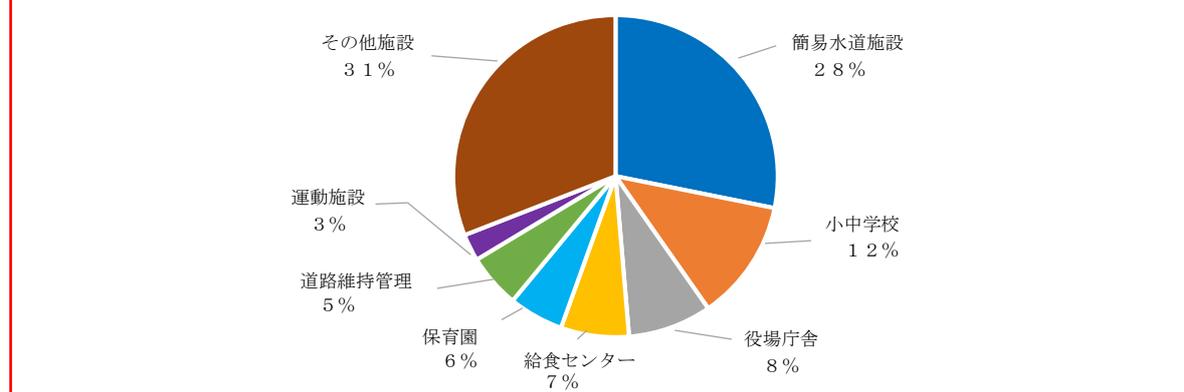


図 3 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2013年度)

また、エネルギー種別では、電気が全体の83%を占め、次いで灯油9%、ガソリン3%、軽油2%、A重油2%、LPG1%となっています。

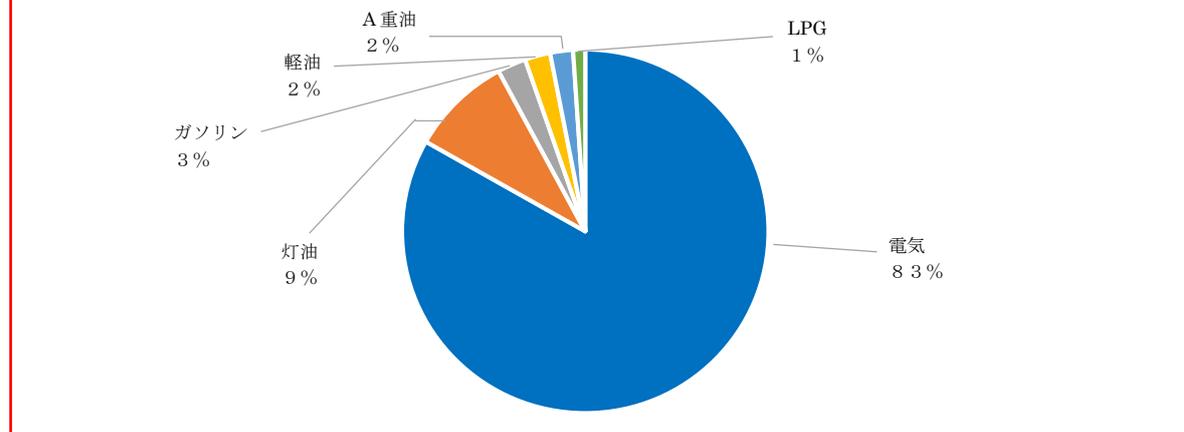


図 4 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2013年度)

施設別では、簡易水道施設が全体の 29%を占め、次いで小中学校 19%、給食センター 9%、役場庁舎 8%、道路維持管理 7%、保育園 5%、運動施設 2%となっています。

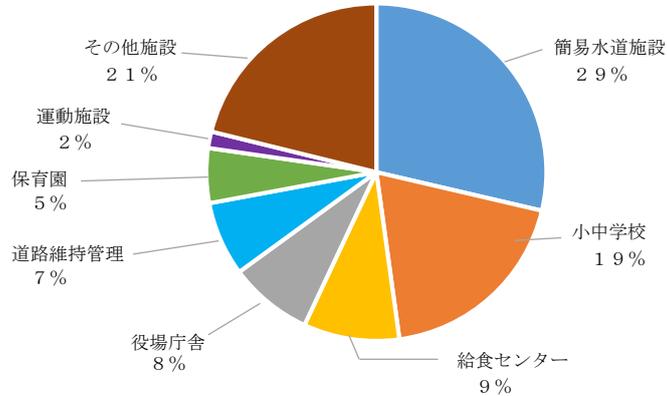


図 5 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2022 年度)

また、エネルギー種別では、電気が全体の 82%を占め、次いで灯油 13%、ガソリン 2%、軽油 2%、LPG1%となっています。

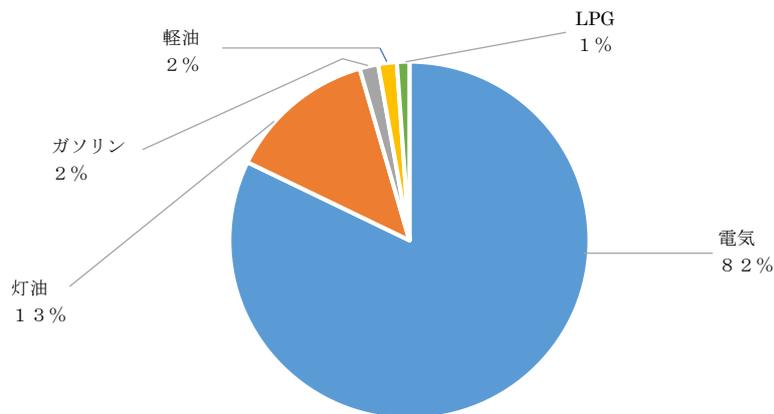


図 6 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2022 年度)

(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

昭和村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因を、施設別で分析しました。

① 公共施設

減少要因

- 公共施設の減少
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のための公共施設の休館に伴うエネルギー消費量の減少

② 学校

増加要因

- 小・中学校へのエアコン設置による電気消費量の増加

③ 公用車

減少要因

- 公用車の減少
- 燃費の良い車両への更新

④ 簡易水道施設

減少要因

- 人口減による水道使用量の減少

(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

昭和村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を、施設別に示します。

① 学校

小・中学校でのエアコン利用など、新たな電気の需要が発生しており、CO₂排出量が増加しています。熱中症対策などのため今後も電気の需要が続くと予想されます。電気の利用に伴うCO₂排出量を減少させるための取り組みが必要です。

② 公用車

公用車の更新に当たっては、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）などの燃費性能の優れた自動車へ代替することでCO₂排出量を減少させることができます。また、利用者へのエコドライブの徹底や公用車の利用頻度を下げるといった仕事の進め方にシフトすることも必要です。

5. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、昭和村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で35%削減することを目標とします。

表 2 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	1,768t-CO ₂	1,149t-CO ₂
削減率	-	35%

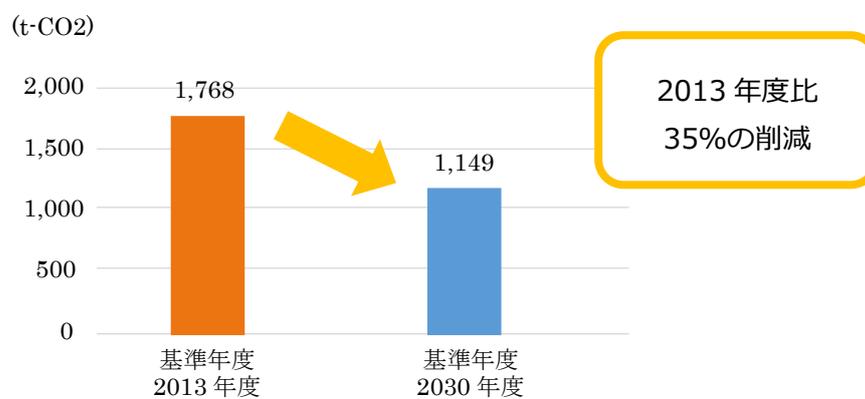


図 7 温室効果ガスの削減目標

6. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

「太陽光発電の最大限の導入」、「建築物における省エネルギー対策の徹底」、「電動車の導入」、「LED 照明の導入」「廃棄物の 3R + Renewable」を重点的な取組として位置付けます。

昭和村における重点的な取組

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	村有施設への太陽光発電の導入を推進する。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに 新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、公用車の更新時には電動車等の導入を積極的に検討する。
LED 照明の導入	既存設備を含めた昭和村全体の照明の新設・更新時は、LED を積極的に導入する。
廃棄物の 3R + Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R + Renewable を徹底し、 サーキュラーエコノミーへの移行 を総合的に推進する。

(2) 取組の内容

1 再生可能エネルギーの導入

- ・太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出を削減します。
 - 小中学校等の公共施設に太陽光発電を積極的に導入します。

2 電動車の導入

- ・公用車を更新する際には、積極的に電動車を導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

3 施設における排出削減

- ・新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等の導入や、LED などの高効率照明や、高効率給湯器・高効率空調を更新するほか、エネルギー管理システムを導入し、建物全体の省エネルギー化を図ります。

4 職員の省エネルギー行動

- ・ペーパーレス化を推進し、紙の使用量の削減に努めます。
- ・OA 機器は使用時のみ電源を入れるよう努めます。また、常時電源を入れる必要がある機器は、待機モードなどの省電力設定を積極的に活用します。

7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

昭和村事務事業編を推進するために、村長を委員長とする「昭和村地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 昭和村地球温暖化対策庁内委員会

村長を委員長、副村長を副委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。昭和村事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 昭和村地球温暖化対策庁内委員会事務局

産業課長を事務局長とし、産業課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

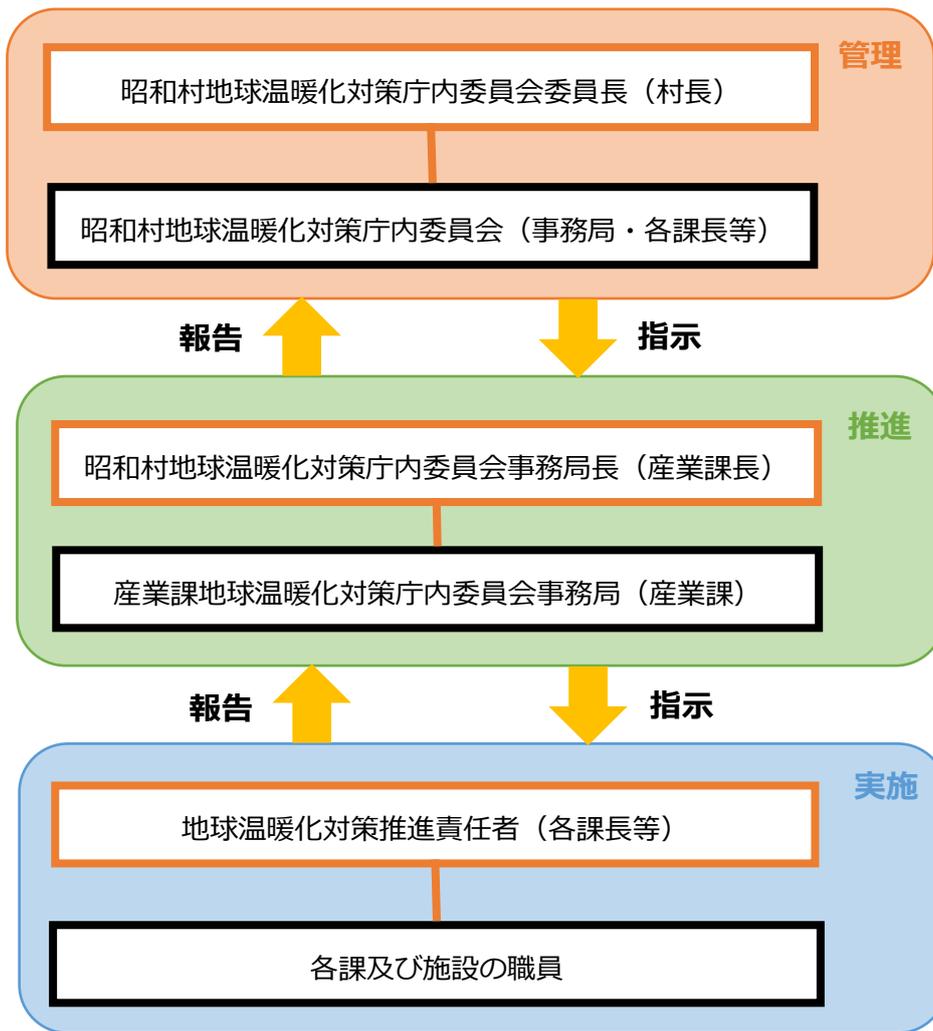


図 8 昭和村事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

昭和村事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、昭和村事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

昭和村事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度を取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

庁内委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、必要に応じ昭和村事務事業編の改定を行います。

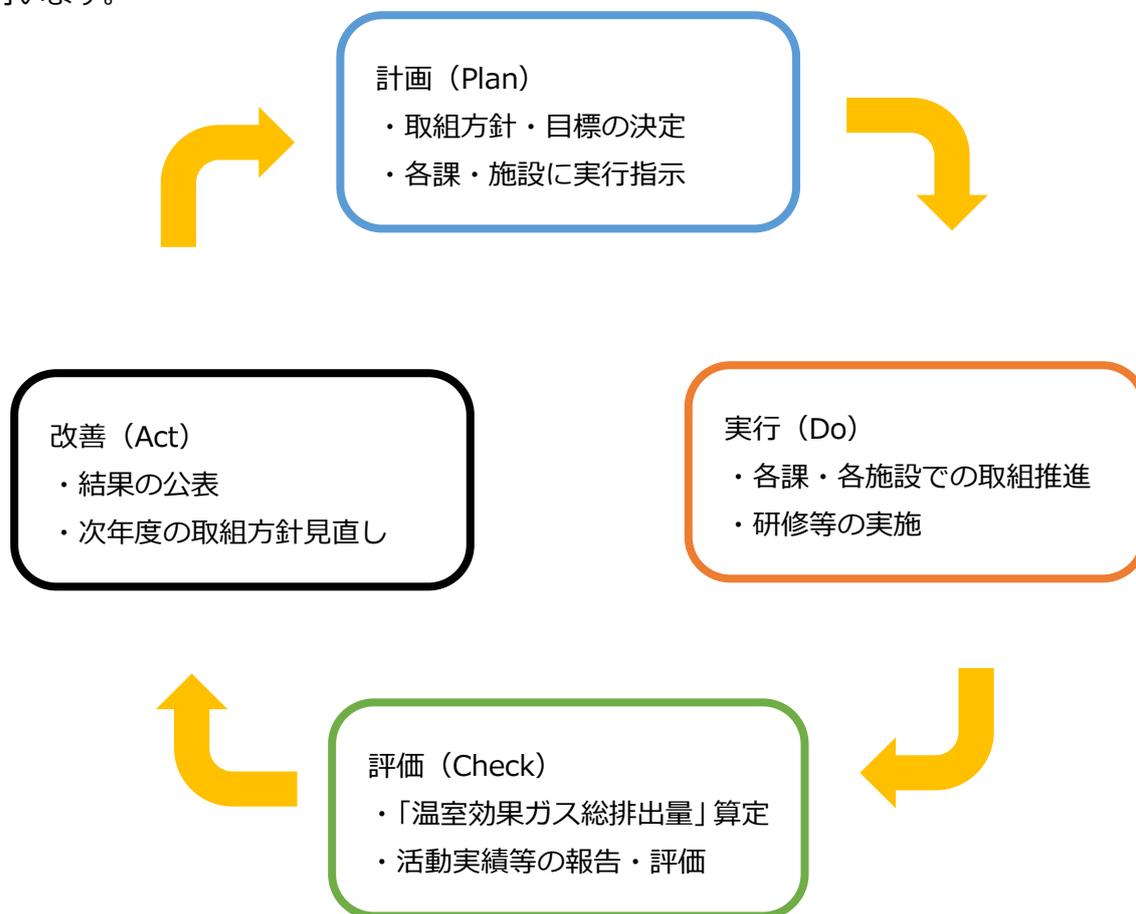


図 9 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

昭和村事務事業編の進捗状況は、昭和村の広報紙やホームページ等で毎年公表します。